

地番変更の実施について

(山口地方法務局からのお知らせ)

山口県や広島県などでは、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番（**耕地番**）が付されるとともに、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番（**山地番**）が付されたことにより、同一大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番が定められるという、いわゆる重複地番が多数存在している実情にあります。

ところで、法務局では、土地の所在地番や所有者などの不動産登記情報等を、インターネットを利用して自宅又は事務所のパソコンで確認することができる登記情報提供制度や全国どの地域の登記事項証明書（以前の登記簿謄本）であっても、最寄りの法務局で受け取ることができる登記情報交換サービスを行っています。

また、従来書面により行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことのできるオンライン申請制度などの各種行政サービスを展開しているところです。

しかし、これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが多数発生しています。

そこで、山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、順次、重複地番の解消を図ることとしております。

平成24年度は、**玖珂郡和木町**について、下記の要領により地番変更を実施しました。

なお、御不明な点がございましたら、担当者までお問合せください。

記

1 重複地番の解消作業の実施区域

玖珂郡和木町和木一丁目、同大字和木、同大字瀬田、同大字関ヶ浜の各地番区域の一部

2 地番変更の方法

登記官が職権により、**重複している山地番**に、それぞれ**5000番**を加算する方法によって行います。

* **例①：123番→5123番** **例②：1123番→6123番**

なお、耕地番については、地番変更は行いませんので、現在の地番のままです。

3 地番変更の実施時期

平成24年10月9日

4 本件に関する問合せ先

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話番号 083-922-2295(代表)